

定 款

2022年 6 月28日施行

神栄株式会社

神 栄 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、神栄株式会社と称する。

② 英文ではSHINYEI KAISHAと表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当会社は、本店を神戸市におく。

(目 的)

第 3 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生糸および雑貨に関する売買ならびに問屋業
2. 蚕糸、蚕種および衣料その他繊維製品の製造販売
3. 農業および農産物の加工
4. 電気、電子、センサー関連機器およびその部品の製造販売
5. 商品取引所における売買取引およびその受託
6. 不動産の売買、斡旋、賃貸、管理および土地の造成、建設工事の設計、監理ならびに請負業
7. 生命保険の募集業務
8. 損害保険の代理業
9. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
10. 人材派遣業
11. 次の物品の売買および輸出入
 - 1) 衣料その他繊維製品および原材料
 - 2) 薬品（医薬品、毒物、劇物を含む）、化粧品およびその用具、肥料、飼料、化学製品ならびにその原料
 - 3) 一般機械器具（医療機械器具、度量衡器、計量器を含む）、車両、船舶およびその部品ならびにプラント類
 - 4) 建築設備機器および資材
 - 5) 教育、事務関連機器
 - 6) 家電、音響製品および鉄、非鉄金属製品、ゴム、皮革製品ならびに一般雑貨
 - 7) 木材、家具、窯業原料および室内装飾品ならびに土木建築資材

- 8) 健康器具、スポーツ用品および娯楽用品
- 9) 農産物、水産物、畜産物、林産物、鉱産物、天然産物およびその副産物ならびにその加工品
- 10) 加工食料品および酒類、酒精含有飲料
- 12. 教育、健康およびスポーツ施設の運営
- 13. 総合リース業
- 14. 前各号に付帯関連する一切の業務

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。

ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- ⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第4項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合、当該補欠の監査等委員である取締役の任期は、補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取

締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
- ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第34条 株主総会は、買収防衛策の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。
また、取締役会は、買収防衛策の変更または廃止について、株主総会の承認を得ずに決定することができる。

(新株予約権無償割当て等)

第35条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議によって、新株予約権無償割当ておよび募集新株予約権の割当てを行うことができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第37条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当社は、2022年6月28日開催の第154回定時株主総会の終結の時までに監査役であった者の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第426条第1項の規定により、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 2022年6月28日開催の第154回定時株主総会における変更前の定款第34条第2項の規定により社外監査役であった者と締結した会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお効力を有する。

1982年 1 月27 日	施行
1988年 1 月29 日	〃
1991年 6 月27 日	〃
1994年 6 月29 日	〃
1997年 6 月27 日	〃
1998年 6 月26 日	〃
2002年 6 月27 日	〃
2003年 6 月27 日	〃
2004年 6 月29 日	〃
2005年 6 月29 日	〃
2006年 6 月29 日	〃
2008年 6 月26 日	〃
2009年 6 月25 日	〃
2015年 6 月25 日	〃
2017年10月 1 日	〃
2022年 6 月28 日	〃